

第3章 第5次山梨市食育推進計画について

1 基本理念・基本方針

○基本理念

『食育で 一生涯 元気なまち 山梨市』

食は心身の健康の基本であり、家庭や学校、地域が連携して食育を推進することで、すべての市民が健やかに暮らせる環境づくりを進めます。また、地元の食材や伝統的な食文化を大切にしながら、持続可能な食生活と地域経済の活性化にも貢献します。食を通じたつながりを育み、誰もが安心して食を楽しめるまちづくりを目指します。

○基本方針

生涯を通じた食育の推進 ～おなかの中から一生涯元気に食育～

1 子どもの健康と食育の推進

家庭では乳幼児期から基本的な生活習慣や健全な食生活を身につけることが大切です。家族で楽しく食事をとることで、食事のマナーやバランスの良い食習慣を育てます。また、学校・保育園・幼稚園・認定こども園等でも食育を推進し、子どもたちが成長過程で正しい食の知識を身につけられるよう支援します。さらに、栄養バランスについての知識普及や啓発活動を継続的に行い、健康的な食生活を社会全体で推進していきます。

2 健康寿命の延伸につながる食育の推進

望ましい食習慣と健康的な食生活を実践できるよう食育を推進します。また、筋・骨格系疾患やフレイル、高血圧症の予防、健康な骨づくりに取り組み、食を通じて生活習慣や健康状態を把握・支援する体制を整えます。これにより、幅広い世代の健康維持とQOL向上を目指します。

3 様々な形の家庭に対応した食育の推進

経済的に困難な家庭や単身者など多様な家庭形態に対し、食育支援を行います。フードバンクやこども食堂と連携し、栄養確保や食育の普及啓発に努めます。また、災害など社会情勢に応じた食育を推進し、買い物困難者への支援も行っていきます。

持続可能な食を支える食育の推進

～安心・安全な食の提供～

4 食と環境の調和

食品ロス削減や環境に配慮した農作物・食品への理解を深めるとともに、生産者の協力を得て推進します。また、地域の食文化や日本型食生活の保護・継承に努め、地産地消の促進を通じて持続可能な食環境の実現を目指します。

5 食に関わる関係者・関係機関の連携強化

食に関する正確で有益な情報提供を行い、食育に携わる人材の育成と活動を支援します。また、食育を通じて地域の連携を深め、持続的なプラットフォームの形成を促進します。

6 デジタル化に対応した食育の推進

SNSなどを活用し、正しい食育の知識を広く発信します。また、食育に関心の薄い層にも理解を深めてもらえるよう普及啓発活動を展開します。

2 基本方針に応じたライフステージ別の食育推進

年齢区分と取組内容等を考慮し、ライフステージの区分を見直しました。新たな評価指標を加えて、その指標達成のために市民、地域が取り組んでいくこと、行政が取り組んでいくことを示しています。

a 妊娠期・授乳期

妊娠期や授乳期は、エネルギーやたんぱく質、鉄など、多くの栄養素の必要量が増加する重要な時期です。特に、子どもの健やかな発育を支えるためには、妊娠前からバランスの取れた食事を摂ることが大切です。また、妊婦は貧血になりやすい傾向があるため、母体の健康維持には適切な食事が欠かせません。そのため、産前産後の栄養管理やサポート体制の強化が求められています。

指標	基準値 (令和7年)	目標値 (令和13年)
朝食をほぼ毎日食べている妊婦の割合	75.3%	80%
朝食をほぼ毎日食べている産婦の割合	新規指標のため基準値なし	80%
主食、主菜、副菜を組み合わせた食事を1日に2回以上摂る妊婦の割合	49.4%	65%

【具体的な取組】

○市民、地域

取組内容
適切な食事の量と質を心がける。
食習慣を見直すきっかけづくりとする。

○行政

取組内容	主な事業等	関係課
<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士が妊娠期の家庭に対し、食事のポイントを伝え、正しい知識の普及に努めます。 ・助産師が妊産婦期に訪問し、個々の状況に応じた健康相談を行います。 ・保健師が2か月訪問を行い、個々の状況に応じた健康相談を実施します。 ・電話相談や来所相談を行います。 	母子健康手帳発行時の栄養指導 両親学級における栄養指導 助産師、保健師、管理栄養士による訪問	こども・子育て課
<ul style="list-style-type: none"> ・母子手帳アプリなどを活用して情報を発信し、正しい知識の普及に努めます。 	ホームページや母子手帳アプリ等を活用した情報提供	こども・子育て課

b 乳児期・幼児期(0～5歳)

幼児期は、1食でも欠けてしまうと成長に必要な栄養素が不足する可能性があるため、1日3食バランスの良い食事を摂ることが求められます。また、乳児期の食事は、幼児期へと成長していくための重要な準備段階であり、将来の食生活の基盤を作る離乳食も大きな役割を果たします。

さらに、食事の内容だけでなく、食べる環境や家族とのコミュニケーションも幼児の食習慣形成に深く影響するため、楽しく食事をするのが欠かせません。

乳幼児の健やかな成長を支えるためには、食事を準備する保護者に対して、栄養バランスの知識や食事の重要性だけでなく、食育の意義も伝えていくことが必要です。これにより、子どもたちが健康的で豊かな食生活を送るための基盤を築くことができます。

指標	基準値 (令和7年)	目標値 (令和13年)
朝食をほぼ毎日食べている幼児の割合	96.2%	98%
主食、主菜、副菜を組み合わせた食事を1日に2回以上摂る幼児の割合	69.4%	75%
家庭で給食や食事に関する話をする割合	新規指標のため基準値なし	80%
各園が実施する農業体験の数	15回	20回

【具体的な取組】

○市民、地域

取組内容
家庭で規則正しい生活リズムを身につけ、食事を食べる習慣をつける。
主食、主菜、副菜を組み合わせた食事を家族で摂る。
食に対して感謝の気持ちを持つ。

○行政

取組内容	主な事業等	関係課
・離乳食教室を通じて、乳幼児の食事のポイントを説明し、正しい知識の普及に努めます。 ・個別相談や訪問を通じて、個々の成長に合わせた指導を行います。	前期離乳食教室 後期離乳食教室 個別相談、個別訪問	こども・子育て課
・乳幼児健診時に月齢に応じた食に関する資料を配布し、正しい知識の普及を図ります。必要に応じて個別相談を実施します。	乳幼児健診での資料配布 個別相談 ホームページや母子手帳アプリ等を活用した情報提供	こども・子育て課
・園児がバランスの良い食事を理解できるよう指導すると共に、正しい知識を保護者にも発信します。	献立表の配信 管理栄養士による巡回訪問	こども・子育て課
・収穫体験で得た食材を給食で提供し、食への理解を深める指導を実施します。	各園で食育活動	こども・子育て課

c 学童・思春期(6～18歳)

小学校は心身の基礎がつけられる大切な時期です。生活リズムを整え、1日3食を規則正しく食べる習慣を身につけることが健やかな成長につながります。学校給食は栄養バランスの取れた食事を提供するだけでなく、“食べる体験そのものが「生きた教材」”となり、食文化や季節の食材への理解を深める貴重な機会となります。この段階での食育は、正しい食習慣の基盤づくりに直結します。

中学生になると心身の発育が一層進み、食欲や必要栄養量も増加します。一方で、部活動や学習、交友関係の広がりにより生活リズムが乱れやすく、欠食や偏食が生じやすい時期でもあります。そのため、バランスの取れた食事の大切さや、望ましい生活習慣の理解を深めることが必要です。また、自分の体と心の変化を食と関連づけて理解することで、将来にわたって健康を守る力を育むことができます。

高校生になると、自ら食事を選択する機会がさらに増えます。欠食や不規則な食生活が続くと、生活習慣病のリスクを高める要因となるため、食事と健康との関係を理解し、主体的にバランスの良い食生活を実践できる力を養うことが重要です。また、食に関する知識だけでなく、食品の安全性や環境への配慮といった視点を持つことは、将来の健康維持だけでなく持続可能な社会の実現にもつながります。

また、この時期の食育は児童、生徒本人に加えて、保護者へも食育の重要性や食生活の改善について働きかけることが重要です。また、学校と家庭が連携して子どもの食環境を整えることで、より健康的な成長を支えることが可能となります。

指標		基準値 (令和7年)	目標値 (令和13年)
朝食をほぼ毎日食べている者の割合	小学生	90.7%	95%
	中学生	82.9%	90%
	高校生	86.5%	90%
主食、主菜、副菜を組み合わせた食事を1日に2回以上摂る日の割合	小学生	75.4%	85%
	中学生	74.4%	85%
	高校生	76.0%	80%
給食で地場産物を使用する割合(金額ベース)の割合	小・中学校	40.4%	45%
食生活に気をつけることで生活習慣病のリスクを低下させることを知っていますか？	高校生	80.2%	90%
無駄な買い物をさける、食べ残しを減らすなど、食品の廃棄が少なくなるように心がけていますか？	高校生	78.1%	85%

【具体的な取組】

○市民、地域

取組内容
規則正しい生活習慣を身につける。
親子で一緒に料理し、食材や栄養への理解を深める。
食の体験学習に積極的に参加する。

○行政

取組内容	主な事業等	関係課
食育動画を放映し、楽しみながら食材や行事食等学べる機会の提供を行います。	給食時間での食育指導の実施	学校教育課
アンケート実施による各学校の児童生徒の栄養バランスに関する知識を把握します。	食育アンケートの実施(年1回)	学校教育課
児童、生徒本人、保護者に対して食育の重要性や食生活の改善に関する啓発します。	出前講座の実施	学校教育課 健康増進課
安心・安全な給食の提供を行います。 地元の食材への理解を深めるとともに、生産者の協力を得て、地産地消を推進します。	有機野菜や地元食材の利用 学校圃場で有機栽培した作物の利用	学校教育課
学校圃場で有機栽培した作物を収穫し、食すことにより、喜びや食の大切さを実感する取組を行います。	各校での教育ファームを活用した食育活動。	学校教育課
食文化や日本型食生活の保護・継承に関する取組を実施します。	献立作成の工夫(和食や郷土料理など) 給食だよりの配布、献立表の食べ物ひとくちメモの記載	学校教育課
	食生活改善推進員による取組	健康増進課
親子に向けた食育の推進を行います。	料理教室の実施	こども・子育て課 健康増進課
食を切り口にした生活や健康状態の把握・支援を行います。	ふらっとよりみち相談会 ⁱ で、食を切り口に健康について考えてもらう機会の提供 栄養パトロール ⁱⁱ にて食をきっかけに生活を把握し、必要な支援につなげる	高齢者・介護支援課 福祉課 健康増進課

ⁱ 令和6年度より開始した事業で、相談の機会、参加の機会、人や地域とつながる機会を市民に届ける。

ⁱⁱ 令和6年度より開始した事業で、「食」を切り口に社会的弱者、社会的孤立者を把握し、必要な支援につなげていく。

d 青年期・壮年期(19～39歳)

就職や結婚などによる生活の変化に伴い、食事バランスの乱れや朝食の欠食など、食生活に課題が出始める時期です。特にこの時期は健康や食に対する関心が薄れがちで、無理なダイエットやインスタント食品への偏りが見られることもあります。将来の健康を考えると、就職、妊娠、出産などのライフステージの変化を機に、食に関する正しい知識を学び、ライフスタイルに応じて自分自身に合った食事を選択することが重要です。また、男女が妊娠前の段階から自身の健康管理に意識的に取り組み、将来の妊娠や健康な生活につなげるための「プレコンセプションケア」ⁱⁱⁱの考え方も大切です。

その他、ストレスや忙しさによる食習慣の乱れを予防するためには、食事の内容や時間をあらかじめ考えておくことや、周囲とのコミュニケーションを通じて健康的な食生活を維持する工夫も必要です。さらに、この時期からは将来の健康リスクを減らすために、定期的な歯科受診や運動習慣、睡眠の質を見直すことも望まれます。

指標	基準値 (令和7年)	目標値 (令和13年)
朝食をほぼ毎日食べている者の割合	73.0%	80%
減塩について関心がある者の割合	45.6%	50%
健康に気をつけた食事 ^{iv} を心がけている者の割合	61.4%	70%

【具体的な取組】

○市民、地域

取組内容
規則正しい食習慣を意識する。(朝食を抜かない・夜遅い食事を避けるなど)
外食やコンビニ食でも栄養バランスを意識する。
飲酒や過度なダイエットに注意し、正しい食情報を選択する。
家族と一緒に食卓を囲み、食の楽しさを共有する。
定期的に歯科受診する。

○行政

取組内容	主な事業等	関係課
望ましい食習慣、健康的な食生活を実践できる食育の推進を行います。	健診結果説明会での栄養相談 個別栄養相談 歯周疾患検診の受診券発行 出前講座の実施	健康増進課
食育に関心がない人たちへの普及啓発を行います。	広報、事業のCATV放映 イベントへのブース参加 SNS 利用による情報発信	健康増進課
性別問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促すことを推進します。	プレコンセプションケアの普及 啓発	こども・子育て課 健康増進課
食を切り口にした生活や健康状	ふらっとよりみち相談会で、食	高齢者・介護支援課

ⁱⁱⁱ 性別を問わず、適切な時期に性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めた将来設計や健康を考えて健康管理を行うこと

^{iv} 栄養バランスや減塩、食物繊維の摂取、適度なエネルギー摂取等に気をつけた食事のこと

態の把握・支援を行います。	を切り口に健康について考えて もらう機会の提供 栄養パトロールにて食をきっかけに生活を把握し、必要な支援につなげる	福祉課 健康増進課
---------------	---	--------------

e 中年期(40～64歳)

メタボリックシンドロームや生活習慣病など、体調の変化が気になる時期であるため、健康に過ごすためにも望ましい生活習慣を確立していく必要があります。生活習慣病予防として、バランスの良い食事や減塩などの食習慣の見直しが特に重要です。また、身体機能の低下や虚弱状態を意味するフレイルと食生活の関係について理解を深め、高齢期になっても健康に過ごせるように今のうちから意識しておくことが大切です。さらに、定期的な健康診断を活用し、自分の健康状態を把握しながら生活習慣の改善に努めることも効果的です。

指標	基準値 (令和7年)	目標値 (令和13年)
朝食をほぼ毎日食べている者の割合	79.5%	85%
主食、主菜、副菜を組み合わせた食事を1日に2回以上摂る者の割合	62.0%	70%
野菜料理を毎日2回以上食べている者の割合	56.1%	60%
果物を食べている者の割合	13.8%	50%
減塩について関心がある者の割合	52.9%	60%

【具体的な取組】

○市民、地域

取組内容
生活習慣病(糖尿病・高血圧など)予防のため、減塩・適量を意識する。
1年に1回、健康診断を受診する。
家族と共に食事の時間を確保し、心身の安定を図る。
定期的に歯科受診する。
健診後のフォローアップを受ける。

○行政

取組内容	主な事業等	関係課
望ましい食習慣、健康的な食生活を実践できる食育の推進を行います。	健診結果説明会での栄養相談 個別栄養相談 健康教室の実施 歯周疾患検診の受診券発行 出前講座の実施	健康増進課 高齢者・介護支援課
食育を推進する人材の育成とその活動の促進に関する取組を実施します。	食生活改善推進員の養成講習会の実施 食生活改善推進員の研修会の開催 食育ボランティア定例会の開催 健康教育の実施	健康増進課
食を切り口にした生活や健康状態の把握・支援を行います。	ふらっとよりみち相談会で、食を切り口に健康について考えてもらう機会の提供 栄養パトロールにて食をきっかけに生活を把握し、必要な支援につなげる	高齢者・介護支援課 福祉課 健康増進課

f 高齢期(65 歳以上)

3食のうち1食でも欠食すると1日に必要な栄養を十分に摂ることは困難です。特にエネルギーやたんぱく質が継続的に不足すると、低栄養によりフレイルのリスクが高まります。また、高齢になると口腔機能の低下も大きな問題となり、咀嚼や嚥下が難しくなることで食欲低下や栄養不足を招きやすくなります。自分自身が食事に気をつけることはもちろん重要ですが、周囲の家族や介護者、地域社会も食事に対する理解を深め、適切なサポートを行うことが必要です。さらに、口腔ケアや定期的な歯科検診を受けることで口腔機能の維持を図り、食べる楽しみを保つことも健康長寿につながります。地域での食事支援サービスの活用や、バランスの良い食事を提供する環境づくりも重要な課題です。

指標	基準値 (令和7年)	目標値 (令和13年)
朝食をほぼ毎日食べている者の割合	94.8%	95%
主食、主菜、副菜を組み合わせた食事を1日に2回以上摂る高齢者の割合	70.2%	75%
フレイルと食生活の関係について知っている者の割合	28.4%	50%

【具体的な取組】

○市民、地域

取組内容
1日3食食べることを意識する。
多様な食材を意識して摂取する。
栄養不足や低栄養を防ぐために、たんぱく質を意識する。
1年に1回、健康診断を受診する。
定期的に歯科受診する。
高齢者サロン等での共食の場に参加する。

○行政

取組内容	主な事業等	関係課
筋・骨格系疾患、フレイル予防、高血圧症の予防に関する取組を実施します。	出前講座 元気あっぷ教室 広報、CATVによる普及啓発 介護予防・生活支援サービス事業(訪問C・通所C) 身体的フレイル対策事業(一体的実施) 血糖・血圧コントロール不良者重症化予防事業(一体的実施) 低栄養防止事業(一体的実施) オーラルフレイル予防(歯科口腔健診の受診券発行)	高齢者・介護支援課 健康増進課
食を切り口にした生活や健康状態の把握・支援を行います。	ふらっとよりみち相談会にて、食の提供を行うことで管理栄養士の声掛け・相談につなげ、個人の状況の把握を行い、必要な支援につなげる 栄養パトロールにて食をきっかけに生活を把握し、必要な支援につなげる	高齢者・介護支援課 福祉課 健康増進課

<p>単身者等の様々な形の家庭への食育支援を行います。</p>	<p>配食サービス</p>	<p>高齢者・介護支援課</p>
<p>買い物困難者に対する支援を行います。</p>	<p>地域にある資源(移動販売車、ネット注文、配達など)の情報収集に努め、個々の状況に応じた情報提供を行う。 訪問 B(社協委託:生活支援サポート事業) 介護予防・生活支援サービス事業(訪問介護、訪問 A) 移動販売車や宅配サービスの案内</p>	<p>高齢者・介護支援課</p>
<p>食育に関心がない人たちへの理解と普及啓発を行います。</p>	<p>広報や CATV による情報発信</p>	<p>高齢者・介護支援課 健康増進課</p>
<p>食育を推進する人材の育成とその活動の促進に関する取組を実施します。</p>	<p>食生活改善推進員の養成講習会の実施 食生活改善推進員の研修会の開催 食育ボランティア定例会の開催 健康教育の実施</p>	<p>健康増進課</p>

g 市民共通

(1)食と心の関係について

「食」は体をつくるだけでなく、心の健康を支える重要な要素です。脳や感情の安定に影響することや生活リズムを整え、ストレスに強い心を育てること、食の体験や共食が心を豊かにするなど重要な役割があります。心の健康づくり・人とのつながり・生活の質の向上という観点を含めることが大切です。

(2)食と環境に関する取り組み

食生活は自然の恩恵の上に成り立ち、食に関わる人々によって支えられています。このことについて理解を深めることで、作り手への感謝と食べ物を大切にする気持ちを育むことが大切です。近年では、環境問題や気候変動の影響もあり、持続可能な食生活の重要性が一層高まっています。一方で、まだ食べることができる食品が日常的に廃棄されることで大量の食品ロスが発生しています。食品ロス削減のためには、食べ物を無駄にしない意識の定着を図ることが不可欠です。さらに、まだ食べることができる食品については廃棄せず、必要な人々へ提供するフードバンクなどの仕組みを活用し、できるだけ食品として活用していくことが求められます。

(3)災害への備え・新たな感染症の流行時について

災害時には食料の供給が滞ることが多いため、非常食の重要性も近年注目されています。保存が効く非常食や栄養バランスに配慮した非常食の準備は、非常時の健康維持に欠かせません。非常食は味や食べやすさも改善されており、普段の食事としても活用可能な商品も増えています。こうした食の備えや知識も含めて、普段の食生活から意識し、非常時にも対応できる食の安心・安全を確保することが重要です。

新たな感染症が流行した場合は、健康と安全を最優先しつつ、食育活動を完全に止めるのではなく、工夫して継続することが大切です。感染拡大防止と「食の大切さを学ぶ機会」を両立させていくことが望まれます。

指標	基準値 (令和7年)	目標値 (令和13年)
食品の廃棄が少なくなるように心がけている者の割合	73.0%	80%
日頃から環境に配慮した農林水産物・食品を選んでいる者 ^v の割合	53.7%	60%
食事の時間が楽しいと感じる者の割合	85.5%	90%

【具体的な取組】

○市民、地域

取組内容
賞味期限と消費期限の違いを理解し、適切に活用する。
冷蔵庫の中を確認してから買い物する。食材を使い切る工夫をする。
生ごみを増やさない工夫に取り組む。(食材の有効活用、生ごみ処理容器(コンポスト)の利用など)
地区組織(食生活改善推進員など)から情報伝達する。
家庭で「ローリングストック法(普段の食品を多めに備蓄し使い回す)」を実践する。

^v 「農林水産物・食品を選んでいる者」とは、いつも選んでいる、時々選んでいると回答した者

地産地消を意識して地元の食材を選ぶ。
共食の場(子ども食堂、高齢者サロン等)へ参加する。
家族や友人と一緒に食べる機会を大切にする。

○行政

取組内容	主な事業等	
「食＝生きること」についての取組を行います。	食事とこころの健康についての普及啓発。	こども・子育て課 健康増進課 高齢者・介護支援課 福祉課 学校教育課
健康と楽しみを両立させる取組を行います。	共食の普及啓発 市内イベントへ参加し、楽しみながら健康的に食べることの普及啓発。	こども・子育て課 健康増進課 高齢者・介護支援課 福祉課 学校教育課
食品ロス削減に関する取組を行います。	広報や組回覧での周知	商工労政課
	各種イベント会場や環境学習会などで食品ロス削減に関するチラシの配布。広報での周知。生ごみ処置容器(コンポスト)の利用促進。	環境課
	規格外食品の提供や食育講座の実施	子ども・子育て課
	野菜の廃棄される部分を万力公園の動物の餌に利用 給食時間に学級担任、栄養職員が残食の減量に繋がる食育指導の実施	学校教育課
	食生活改善推進員による活動	健康増進課
環境に配慮した農作物、食品への理解向上に関する取組を行います。	有機農業推進計画の策定	農林課
経済的に困難な家庭や買い物困難者等に対する支援を行います。	包括的相談支援を実施し食料品を支給。 フードバンク、こども食堂等と連携し、栄養状態の確保や普及啓発。	福祉課
災害等、社会情勢に対応した食育の取組を行います。	災害時用備蓄食糧・飲料水の確保、使用期限の管理 災害時の備えについての周知	防災危機管理課
	園において備蓄水と備蓄食料の確保 つどいの広場たちでの防災講座により、乳幼児期特有の備蓄に対する啓発 アレルギー対策に関する知識啓発	子ども・子育て課
	α化米、水を各校の備蓄食として手配給食センターで管理しているおにぎり成型機で年1回防災の日に給食でおにぎりの提供	学校教育課

3 食育による SDGs 達成への貢献

SDGs(Sustainable Development Goals)とは、2015年9月の国連サミットにおいて採択された2030年までの間に達成すべき国際目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会実現のため、貧困や健康、教育、不平等、気候変動等の様々な社会問題の解決に向けた17の目標と169のターゲットで構成されています。

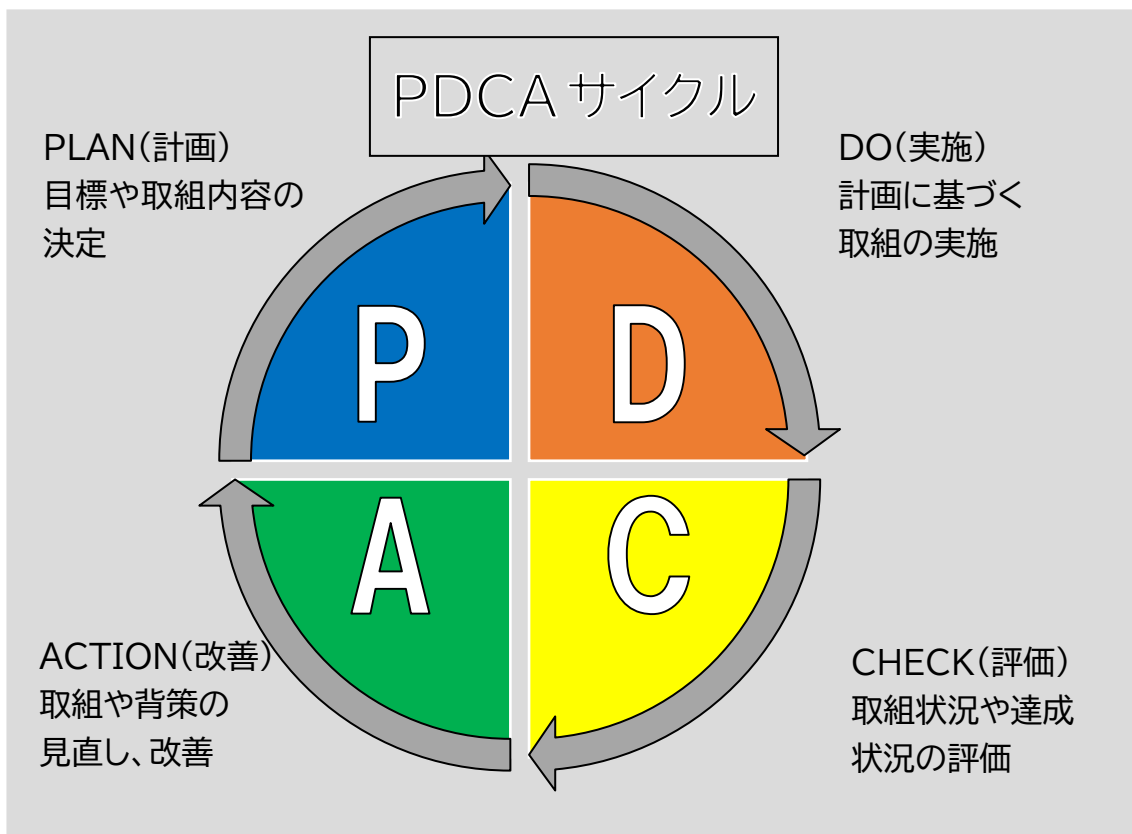
本計画においても、食育推進事業の実施により、市民の健全な食生活の実現、地域社会の活性化、食品ロス削減による持続可能な食料の生産・消費の推進などを図るものであり、SDGsの目標である「2 飢餓をゼロに」、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「12 つくる責任つかう責任」、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」と目指すべき方向が一致することから、各事業を推進するにあたっては、SDGsの視点を活かしつつ、家庭や地域、関係団体などと連携して社会全体で取組を推進し、SDGsの達成に貢献することを目指します。



4 計画の評価

本計画は、令和13年度が目標年度となりますが、その間、国および県の食育に対する方向性や社会情勢などを十分に踏まえ、計画内容の追加や見直しを適宜行います。令和10年度に中間評価を行い、令和13年度に最終評価を行います。評価においては、PLAN(計画)・DO(実施)・CHECK(評価)・ACTION(改善)のPDCAサイクルを活用し、施策推進を図ります。

また、評価等を行う際には、山梨市食育推進会議において意見等を聴取するとし、評価の妥当性や改善の必要性について協議していきます。その中で、改善などが必要な評価の場合は、施策の取組方向に評価結果を反映する等し、本計画を進めていくこととします。



ライフステージ別における取組状況は、各担当課・関係機関に年度ごとに、点検、評価を行います。また、取組状況は、山梨市食育推進会議へ報告し、本計画の推進に向けて協議します。